

幼稚園(新制度未移行)	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ^{※1} ・保護者と子どものマイナンバー	市教育委員会 学校課
幼稚園の預かり保育 認定こども園(教育部門)の預かり保育	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ^{※1} ・ 保育の必要性を証明する書類 (保育を必要とする事由については下記を参照)	
認可外保育施設 一時預かり事業、病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	・世帯全員のマイナンバー ・所得課税証明書 ^{※2}	市児童福祉課 ⑩番窓口
企業主導型保育事業	・「地域枠」をご利用の方は、教育・保育給付認定の申請手続きが必要です(すでに支給認定証の交付を受けている方を除きます)。 ・市の認定が必要な方は市児童福祉課へご相談ください。	

※1 教育・保育給付認定の申請等を行っていない方は、申請を行っていないことについての理由書の提出が必要です。また、子育てのための施設等利用給付認定の申請は、教育・保育給付認定の申請をもって代えることができます。

※2 0～2歳児の非課税世帯で平成31年1月2日以降に小松島市に転入された方のみ必要です。

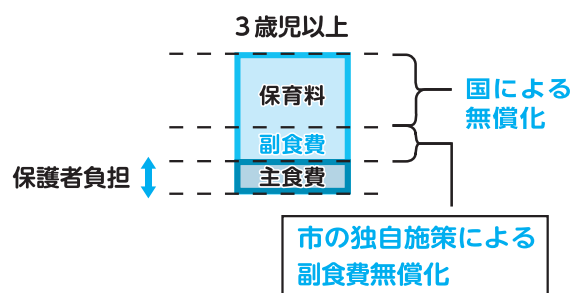
保育を必要とする事由

- 幼稚園・認定こども園(教育部門)の預かり保育、認可外保育施設などを利用する場合、保護者が次の保育を必要とする事由(認可保育所の利用と同等の要件)に該当することが無償化の条件となります。
- ① 居宅外・居宅内において、日常の家事以外の労働をひと月に48時間以上行うことを常態としている場合。
 - ② 妊娠中または、出産した場合。(出産前8週・産後8週に限る。)
 - ③ 疾病・負傷または、精神や身体に障がいを持っている場合。
 - ④ 長期間にわたり同居の親族を常時介護または、看護している場合。
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合。
 - ⑥ 求職活動を継続的に行っている場合。(年度内1回、原則90日間に限る。)
 - ⑦ 就学している場合。
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合。
 - ⑨ 育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要なる事由がある場合。
 - ⑩ その他、右記に類する状態として市が認める場合。

注目情報

他市に先がけ小松島市では副食費を無償化します

幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準において幼稚園・保育所・認定こども園に通う3歳児から5歳児の副食費(おかず代)が一部を除き実費負担の対象となりますが、本年10月1日から小松島市では、子育て支援の充実や保護者の負担軽減を進めるため、幼稚園・保育所・認定こども園に通う3歳児から5歳児のすべての子どもたちの副食費を無償化します。



幼児教育・保育の無償化についてのお問い合わせ先

- 幼稚園、認定こども園(教育部門)に関すること 市教育委員会学校課(教育庁舎2階)
☎32・3811 / FAX33・3540 Mail:gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp
- 保育所、認定こども園(保育部門)、認可外保育施設等に関すること 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)
☎32・2114 / FAX32・3738 Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp
- 児童発達支援、保育所等訪問支援に関すること 市介護福祉課(市役所1階⑨番窓口)
☎32・2279 / FAX35・0272 Mail:s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp